

## 発行者情報

### 【表紙】

### 【公表書類】

### 発行者情報

### 【公表日】

2025 年 6 月 27 日

### 【発行者の名称】

グローバルマーケティング株式会社  
(Glocal Marketing Co., Ltd.)

### 【代表者の役職氏名】

代表取締役 CEO 今井 進太郎

### 【本店の所在の場所】

新潟県長岡市城内町三丁目 2 番 1 山嘉ビル 3 階

### 【電話番号】

(0258) 89-6221 (代表)

### 【事務連絡者氏名】

取締役 CFO 兼 経営企画部長 遠藤 頑太

### 【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

### 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

### 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

### 【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

### 【電話番号】

(03) 3666-2321

### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

### 【公表されるホームページのアドレス】

グローバルマーケティング株式会社

<https://glocal-marketing.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

| 回次                            |      | 第3期       | 第4期       | 第5期       |
|-------------------------------|------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月                          |      | 2023年3月   | 2024年3月   | 2025年3月   |
| 売上高                           | (千円) | 195,709   | 312,701   | 364,327   |
| 経常利益又は経常損失(△)                 | (千円) | △70,186   | 2,076     | 6,427     |
| 当期純利益又は当期純損失(△)               | (千円) | △53,413   | 749       | 3,688     |
| 純資産額                          | (千円) | △11,243   | 36,415    | 40,104    |
| 総資産額                          | (千円) | 131,467   | 179,829   | 155,558   |
| 1株当たり純資産額                     | (円)  | △160.62   | 124.29    | 136.87    |
| 1株当たり配当額<br>(うち1株当たり中間配当額)    | (円)  | —<br>(—)  | —<br>(—)  | —<br>(—)  |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△) | (円)  | △763.04   | 4.19      | 12.59     |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益             | (円)  | —         | —         | —         |
| 自己資本比率                        | (%)  | △8.55     | 20.25     | 25.78     |
| 自己資本利益率                       | (%)  | —         | 2.06      | 9.64      |
| 株価収益率                         | (倍)  | —         | —         | 107.2     |
| 配当性向                          | (%)  | —         | —         | —         |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー              | (千円) | △31,022   | △12,562   | △8,870    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー              | (千円) | △904      | △1,045    | △3,413    |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー              | (千円) | 80,000    | 45,908    | △18,998   |
| 現金及び現金同等物の期末残高                | (千円) | 62,406    | 94,706    | 63,424    |
| 従業員数<br>(外、平均臨時雇用者数)          | (人)  | 36<br>(—) | 39<br>(—) | 42<br>(—) |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第3期から第5期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第3期は潜在株式が存在しておらず、また当期純損失を計上しているため記載しておりません。第4期は潜在株式が存在していないため記載しておりません。第5期は、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有していないため記載しておりません。

3. 第3期の自己資本利益率については、債務超過となったため記載しておりません。

4. 第3期から第4期までの株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であります。

7. 第4期は特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第5期は特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づいて財務諸表について監査法人コスモスの監査

を受けておりますが、第3期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

8. 2024年6月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

## 2【沿革】

当社の実質的な事業活動は、2006年6月に建築資材販売事業を行う古桝グローバル株式会社の完全子会社であるコマスマーケティング株式会社を代表取締役 CEO 今井進太郎氏が設立し、マーケティング支援を主軸としたコンサルティング事業を開始したことが当社事業の前身となります。2013年3月、コマスマーケティング株式会社を消滅会社として、古桝グローバル株式会社を存続会社とする吸収合併を実施し、商号をグローカルマーケティング株式会社（旧 グローカルマーケティング株式会社。以下「旧当社」といいます。）へ変更しております。

事業ポートフォリオの見直しのため、2020年9月、新たにグローカルマーケティング株式会社（現当社）を設立し、旧当社よりコンサルティング事業及びトキっ子くらぶ事業の事業譲渡をし、現当社の現在の事業活動となっております。

現在、旧当社は、建築資材の卸販売等を行う法人となり、グローバル建材株式会社へ商号変更し、現当社との間に人的、取引関係、資本関係及び競合関係を有しておりません。

### <実質的な事業活動開始から事業承継に至る沿革>

| 年月      | 事項                                                                                     |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 2006年6月 | マーケティング支援を目的に、新潟県長岡市にコマスマーケティング株式会社を設立（古桝グローバル株式会社100%完全子会社）                           |
| 2007年4月 | 新潟県内の子育て世帯の支援事業であるトキっ子くらぶ事業を開始                                                         |
| 2013年3月 | コマスマーケティング株式会社を消滅会社、古桝グローバル株式会社を存続会社として吸収合併<br>その後、グローカルマーケティング株式会社（以下「旧当社」といいます）へ商号変更 |
| 2020年9月 | 旧当社よりグローカルマーケティング株式会社（当社）へコンサルティング事業及びトキっ子くらぶ事業の事業譲渡                                   |

### <当社設立以降の沿革>

| 年月       | 事項                                                                                                                             |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2020年9月  | コンサルティング事業及びトキっ子くらぶ事業を目的に、新潟県長岡市にグローカルマーケティング株式会社を設立                                                                           |
| 2022年10月 | 認定経営革新等支援機関（認定支援機関ID：107615000912）の認定取得 <sup>(注)1</sup>                                                                        |
| 2023年4月  | 長岡市悠久山野球場と長岡市乙吉運動広場を運営・管理を目的に、任意組合である新潟アルビレックスBC・グリーン産業・グローカルマーケティンググループ（代表企業：新潟アルビレックスBC）を共同設立し、長岡市から指定管理者の指定 <sup>(注)2</sup> |
| 2024年4月  | 一般社団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク（第10863081(01)号）の取得                                                                               |
| 2024年10月 | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場                                                                                                |

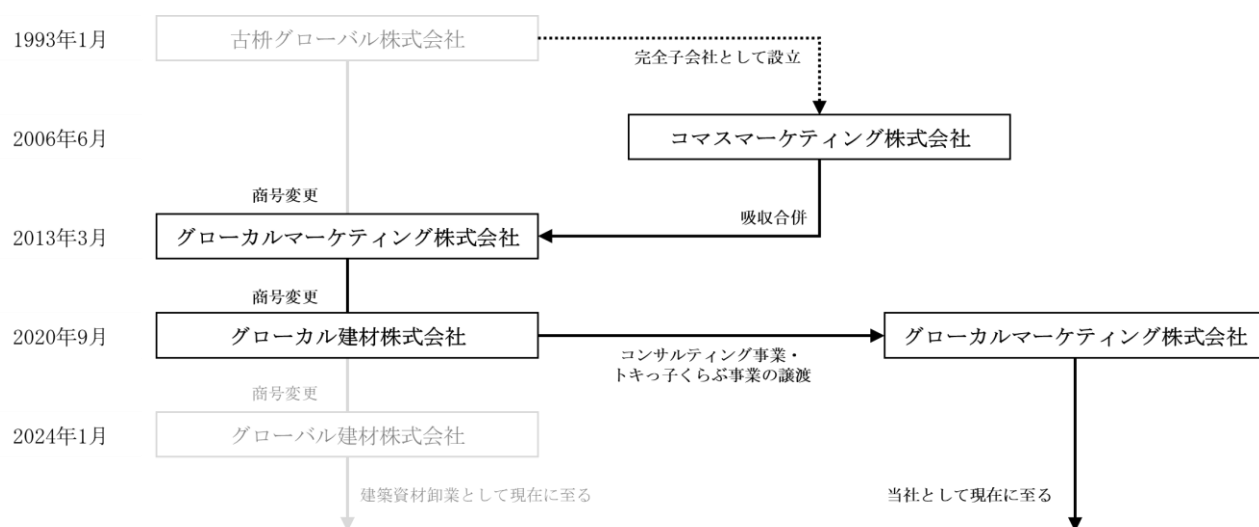
（注）1．中小企業等経営強化法第31条第1項に基づき、認定経営革新等支援機関に認定されております。経営革新等支援機関とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関を指します。当社は認定経営革新等支援機関として、経済産業省が所管する各種補助金（ものづくり補助金、事業再構築補助金、事業承継・引継ぎ補助金）の申請支援業務、経営改善計画策定支援、早期経営改善計画策定支援を行っています。

2．指定管理者制度とは、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度を言います。指定管理者選定委員会が行う公開プロポーザルに応募し、選定基準表に従って採点が行われた結果、新潟アルビレックスBC・グリーン産業・グローカルマーケティンググループが優先交渉者として決定されました。長岡市乙吉運動広場については令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、長岡市悠久山野球場については令和5年4月1日から令和10年3月31日までの契約となっています。当社は、指定管理業務のうち、情報発信やリサーチ、当社が運営する「トキっ子くらぶ」と連携したイベント等に取り組んでいます。

（参考）長岡市「指定管理者制度とは」（2023年8月1日）

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate01/shitei/shiteikanri.html>

当社の変遷を図示しますと次の通りであります。



(凡例)

黒線・黒文字

現当社に関連する法人、商号変更・事業譲渡等を指します。

灰色線・灰色文字

旧当社に関連する法人、商号変更等を指します。

### 3【事業の内容】

「グローバルマーケティング株式会社は、全社員の物心両面の幸せを追求すると同時に、地域創造カンパニーとして在り続けます」を当社のビジョンに掲げ、私たちのご支援でお客様である地域の中小企業・小規模事業者を発展させ、地域経済・地域社会が豊かになる仕組みづくりの支援を提供しております。

当社は「中小企業向け経営コンサルティング事業部門」の単一セグメントですが、「コンサルティング事業」と「新潟県子育て家庭支援事業（トキっ子くらぶ事業）」の2つの事業を軸に展開しております。

#### ① コンサルティング事業

（顧客がおかれている現状）

当事業年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化がさらに進んだことにより、サービス消費を中心に緩やかな回復基調をたどりました。一方で、長引く国際情勢の不安定化や、円安の継続に伴う輸入物価の高騰、エネルギー価格の高止まりなどにより、企業経営を取り巻く環境は依然として先行き不透明感が拭えません。また、構造的な課題である人口減少とそれに伴う働き手不足はより深刻化しており、地域経済における多くの中小企業にとって、経営の大きな重圧となっています。

こうしたマクロ環境は、当社の主要顧客セグメントである「地域の中小企業・小規模事業者」に対し、引き続き非常に厳しい影響を与えています。原材料費やエネルギーコスト、さらには人件費の上昇といったコスト増を販売価格へ十分に転嫁できない状況が続き、収益性は圧迫されています。また、人手不足は既存事業の維持運営すら困難にするケースが増加しており、持続的な成長に向けた新たな投資や事業展開を阻む要因となっています。

また、国の中小企業政策においては、「それぞれの特徴を活かした成長発展」という方針が継続され、多様な中小企業がそれぞれの強みを活かし、独自性のある成長戦略を策定・実行することへの重要性が一層強調されています。これに関連し、デジタル化（DX）、グリーン化（GX）、円滑な事業承継など将来を見据えた戦略的な経営課題への対応が強く求められており、これらに対する支援ニーズも高まっています。

（当社の位置づけ）

このような地域の中小企業・小規模事業者に対して、現状ではまだまだ十分な支援が提供されておらず、ニーズが満たされていないと考えています。その中で当社は「大手コンサルティング会社よりもリーズナブルで、個人事業主等の経営コンサルタントよりもサービス領域が網羅的で、且つ、多くの実績に裏付けられた品質の高さを持った頼れる地域のコンサルティング会社」というポジションを実現しております。

大手の経営コンサルティング会社は、大手企業・中堅企業を顧客ターゲットの中心に据えており、そのサービスは必ずしも地域の中小企業・小規模事業者の実情やニーズに十分対応できているとは思えず、またそのサービスに対する報酬も地域の中小企業・小規模事業者が簡単に払える額ではない場合も多いと考えています。

（提供するサービス）

#### 1. マーケティング支援サービス

「売上を伸ばしたい」「売上を回復させたい」「新規事業、新商品・新サービスを軌道に乗せたい」といった課題を抱える地域の中小企業・小規模事業者に対して、プロジェクトチームで課題解決策を導き出すコンサルティングサービス、顧問契約型のコンサルティングサービスを通じて、コンサルティングに対する報酬という形で収益を得ております。課題解決策を実行していくために、チラシやホームページ、動画等のツール制作、SNSやデジタル広告の運用支援等のサービスも提供しております。

また、全国の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関が開催するマーケティング関連セミナーに講師として依頼をいただき、講師料という形で収益を得ております。



ビジュアルマーチャンダイジング手法  
のレクチャー

## 2. 人材採用支援サービス

「人材不足を解消したい」「採用活動を強化して望む人材を採用したい」「人材採用のノウハウを習得したい」といった課題を抱える地域の中小企業・小規模事業者に対して、プロジェクトチームで課題解決策を導き出すコンサルティングサービス、顧問契約型のコンサルティングサービスを通じて、コンサルティングに対する報酬という形で収益を得ております。課題解決策を実行していくために、採用パンフレットや採用サイト、職場の魅力を伝えるPR動画等のツール制作のサービスも提供しております。

また、全国の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関が開催する採用関連セミナーに講師として依頼をいただき、講師料という形で収益を得ております。



採用パンフレットの作成

## 3. 人材育成支援サービス

「会社の目指すべき姿を社員と共有したい」「適正な評価により社員の成長を促進したい」といった課題を抱える地域の中小企業・小規模事業者に対して、ビジョン・ミッション等を明確にして組織に浸透させるコンサルティングサービスや人事評価制度の構築を支援するコンサルティングサービスを提供しております。

「管理職を育成したい」「社内のコミュニケーション力を高めたい」「社員のスキルアップを図りたい」といった人材育成の課題を抱える地域の中小企業・小規模事業者に対して、マネジメント研修、コミュニケーション研修などの社内研修サービスを提供し、講師料という形で収益を得ております。



売場づくりの座学

#### 4. デジタル業務効率化支援サービス

「社内の DX を推進したい」「デジタル活用により業務を効率化したい」「適切なデジタルツールを把握し現場に落とし込みたい」といった課題を抱える地域の中小企業・小規模事業者に対して、プロジェクトチームで課題解決策を導き出すコンサルティングサービス、顧問契約型のコンサルティングサービスを通じて、コンサルティングに対する報酬という形で収益を得ております。課題解決策を実行していくために、顧客管理システム、クラウドサービス・グループウェア等のツールの導入サービスも提供しております。

社内のデジタル化を推進するために、「生成 AI 活用研修」「デジタルツール活用研修」など課題に応じた社内研修サービスを提供し、講師料という形で収益を得ております。

(当社の特長)

##### 1. 地域の中小企業・小規模事業者との関係性の深い商工会や商工会議所への営業戦略

当社は、「商工会・商工会議所や中小企業大学校主催のセミナー」などの委託を数多くいただいております。当社のこれまでの実績や当社ができることを中小企業・小規模事業者に知っていただく機会を作るところから始まり、各種経営課題の継続的顧問型のコンサルティングサービスや短期プロジェクトによる課題解決、顧客企業での社内研修、各種補助金申請に関わる支援、Web デザイン・広告デザイン作成など、地域の中小企業・小規模事業者にて特化した経営課題を包括的にワンストップで解決することができるサービスを提供しています。



商工会議所様における「SNS 活用セミナー」の実施事例

## 2. 産官学金連携推進支援

当社の本社がある新潟県長岡市には、長岡技術科学大学・長岡造形大学・長岡大学・長岡崇徳大学の4大学と長岡工業高等専門学校が存在し、自治体の規模に対して比較的、大学や高専が充実した都市となっています。このような環境にあって、「大学高専は、より社会に直接的に貢献できる機会を求めている企業との連携」を模索し、「地域の企業・事業者は、高度な技術や知見を活用してのビジネス展開や人材採用の充実による事業成長のための大学高専との連携」を求めています。当社においては、自治体や企業、大学高専に金融機関を含めた産官学金の連携におけるハブ的役割を果たすことで、地域経済と地域社会の発展への貢献に対しても積極的に関わっています。これまでも、「マッチングハブ：お困りごとの祭典」というイベントを通して、「経営課題を抱える企業」と「様々な技術や知見を持っている大学高専の教員や研究者」がつながりを得る機会を創出し、実際に企業の経営課題の解決策を大学高専の教員・研究者が提案し、共同研究や連携が生まれた多くの実績が出ています。

更には、高校に対しても課外授業の提供を行っており、「起業に対する興味関心の高まりに対する学習の場の提供」など、幅広く「地域創造」に貢献するサービスを展開しています。

このように、当社は大手のコンサルティング会社や個人の経営コンサルタントがカバーしきれない、「地域の中小企業・小規模事業者」に特化した経営コンサルティング事業を展開しており、全国にはまだまだ当社のサービスを必要とする「地域の中小企業・小規模事業者」が数多く存在するため、当社のビジネスの成長機会は非常に大きいものと考えています。

### ② 新潟県子育て家庭支援事業（トキっ子くらぶ事業）

当社では、「にいがた子育て応援団 トキっ子くらぶ」（以下「トキっ子くらぶ」といいます。）という子育て家庭を支援する事業を新潟県において展開し、「にいがたの子育てをもっと楽しく、もっと笑顔に！」を目指して、「子育て家庭」、「企業」、「地域」をつなげる新潟県最大の子育てネットワークを構築しています。

<https://tokicco.net/>

<https://tokicco-service.com/>

トキっ子くらぶは、新潟県内に住む0歳から18歳未満のお子さまのいらっしゃるご家庭ならどなたでも入会頂ける会員組織です。2025年3月末現在で、会員世帯数は86,000世帯を超えており、これは新潟県内の18歳未満の子供がいる子育て世帯の約48%の登録率となっています。

トキっ子くらぶは全国共通展開の子育て支援パスポート事業にも参画しており、トキっ子くらぶ会員は新潟県内にとどまらず、全国共通展開の子育て支援パスポート事業に参画しているサービスを全国で受けることができます。

参考 こども家庭庁「子育て支援パスポート事業」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodatechien/passport/>

また、本会員組織の理念に共感してくださり、新潟県内の子育て家庭をご支援くださる企業様や事業者様には「サポート店・子育て応援企業」として本ネットワークにご登録・ご参加いただき、子育て家庭会員に対して特典の提供をお願いしております。

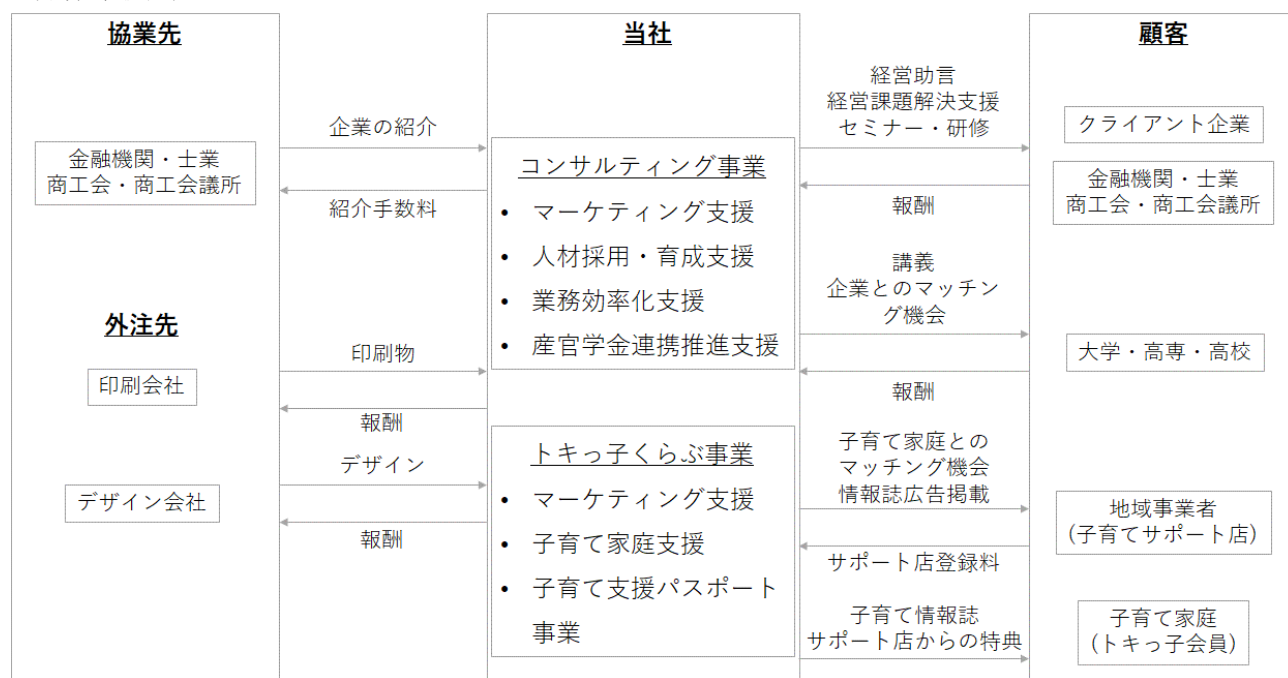
トキっ子くらぶに登録いただいた企業・事業者の情報は、トキっ子くらぶのWebページやアプリ、SNS、紙媒体の子育て情報誌等により配信・発信され、Webページは誰でも見る事が可能です。これらにより、子育て家庭は「子育てに役立つ情報やお得なお店の情報」を得ることができ、サポート店として登録した企業・事業者は、製品やサービスをPRすることで、新潟県内の子育て家庭による認知・集客の向上を期待できます。

「サポート店・子育て応援企業」になっていただいている企業様や事業者様からの登録料や、Webページや情報誌への掲載料、子育て家庭会員に対するマーケティングリサーチ実施への業務委託料などが当サービスの収益モデルとなっております。

地域の中小企業・小規模事業者においては、BtoC ビジネスを展開している事業者数も多く、子育て家庭は重要な顧客セグメントになっているケースが非常に多く見られます。そのため、事業者と子育て家庭を積極的につないでいくことは、地域経済や地域社会の創造と発展において極めて重要です。

当社においては、まだ全国的にもそれほど子育て支援パスポート事業が普及していない時期から、その重要性に着目し、着実に会員とサポート店・子育て応援企業の登録数を増やし、前身であるコマスマーケティング株式会社の事業も含め、約 10 年で現在のネットワークを構築して参りました。このような子育て家庭支援事業を民間企業が展開している事例は全国的にも限られており、県内の該当する世帯数の 48%が登録するなど、作り上げたネットワークの規模も大きなものとなっています。

〔事業系統図〕



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 発行者の状況

2025年3月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 42      | 33.7    | 3.3       | 3,838      |

| セグメントの名称             | 従業員数(人) |
|----------------------|---------|
| 中小企業向け経営コンサルティング事業部門 | 42      |
| 合計                   | 42      |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当事業年度における我が国経済は、社会経済活動の正常化が進む中で緩やかな回復基調にありますが、世界的なインフレや金融引き締め、地政学的なリスクの高まりなど、依然として不透明な状況が続いております。不安定な国際情勢や為替変動リスク、資源価格の動向など、先行きについては不透明な要素も多く、中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。

当社の主要な顧客層である地域事業者においても、人流や消費活動は回復傾向にありますが、原材料費やエネルギー価格の高騰、深刻化する人手不足が経営を圧迫しており、多くの中小企業・小規模事業者が事業継続と成長に向けた変革を迫られています。こうした状況下で、地域経済の活性化に向けた行政の支援策は継続されており、中小企業の経営改善や事業再構築へのニーズは依然として高い水準にあります。特に、コロナ禍で顕在化した事業の脆弱性を克服し、持続的な成長を目指す動きが広がっており、当社が注力する「地域事業者を中心とした経営支援」への期待は依然として大きいと感じています。このニーズの高まりは、地域経済の構造的な課題を踏まえると、今後も中期的に継続するものと見込まれます。

特に、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進は、多くの事業者にとって喫緊の課題となっています。生成 AI をはじめとするテクノロジーの急速な進化は、業務効率化や新たな価値創造の可能性を広げる一方で、その導入・活用には専門的な知見やスキルが求められます。中小企業においても、単なるツール導入に留まらず、デジタル技術を経営戦略に組み込み、組織全体で活用していく必要性が高まっており、当社の提供する「デジタルを活用した業務効率化支援」に対する期待は一層高まっています。

加えて、人口構造の変化に伴う労働力不足は、地域の中小企業にとって最も深刻な経営課題の一つであり続いています。人材の獲得競争は激化しており、人材採用においては従来の採用手法の見直しに加え、企業の魅力向上や情報発信力の強化が不可欠となっています。また、採用した人材の定着と育成の重要性も増しており、従業員のエンゲージメント向上やスキルアップ支援、働きがいのある職場環境づくりが求められています。これらは、単なる人事施策に留まらず、企業理念の浸透や組織文化の醸成、人的資本経営といった、経営の根幹に関わる取り組みであり、当社に対するコンサルティング・伴走支援への需要は、質・量ともに拡大していくものと認識しております。

このように、中小企業・小規模事業者は、物価高、人手不足、デジタル化への対応といった複合的な課題に直面しており、これらを乗り越え持続的な成長を実現するためには、マーケティング戦略の見直し、採用・育成体制の強化、そしてデジタル技術の効果的な活用が不可欠です。当社は、これらの経営課題に対して、伴走型の支援を提供することで、地域経済の活性化に貢献して参りました。

また、個別の中小企業を支援することに加えて、商工会・商工会議所を中心とした経営支援機関との連携強化も地域経済の支援においては重要と捉えて活動を強化して参りました。人手不足やデジタル化への対応策という点では、商工会・商工会議所主催のセミナーという形で、当社が講師を務めることで中小企業の支援を行っております。そして、セミナーを通じて県外の地域事業者との接点を増やしてコンサルティング支援や企業内研修の全国展開を進めるという動きも継続しております。前事業年度においてセミナー・研修の開催は 590 件程度でしたが、当事業年度においては 800 件以上開催しております。

これらの結果、2025 年 3 月期の業績は、売上高 364,327 千円（前期売上高 312,701 千円、前期比 16.5%増）となりました。営業利益は 6,974 千円（前期営業利益 2,321 千円、前期比 200.4%増）となりました。経常利益は 6,427 千円（前期経常利益 2,076 千円、前期比 209.6%増）となり、当期純利益は 3,688 千円（前期当期純利益 749 千円、前期比 392.4%増）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は 63,424 千円で、前事業年度末 94,706 千円に比べ 31,281 千円減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は 8,870 千円（前期は 12,562 千円の支出）となりました。主な減少要因は売上債権及び契約資産の増加 9,456 千円、買掛金の減少 5,995 千円、未払消費税の減少 5,090 千円、未払金の減少 3,053 千円等であり、主な増加要因は税引前当期純利益 6,427 千円、賞与引当金の増加 2,202 千円、未払費用の増加 1,567 千円であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 3,413 千円（前期は 1,045 千円の支出）となりました。これは固定資産の取得による支出 3,413 千円によるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 18,998 千円（前期は 45,908 千円の収入）となりました。これは短期借入金の増加 20,000 千円があるものの、短期借入金の返済による減少 38,998 千円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

2025 年 3 月期における受注実績は以下の通りです。

なお、当社は、小企業向け経営コンサルティング事業部門の単一セグメントのため、事業別に受注実績を記載いたします。

| 事業の名称      | 受注高 (千円) | 前年同期比 (%) | 受注残高 (千円) | 前年同期比 (%) |
|------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| コンサルティング事業 | 334,021  | 123.03    | 45,375    | 131.40    |
| トキっ子くらぶ事業  | 41,565   | 84.44     | 5,261     | 108.60    |
| 合計         | 375,586  | 117.11    | 50,636    | 128.59    |

### (3) 販売実績

当社は「中小企業向け経営コンサルティング事業部門」の単一セグメントのため、事業別に記載しております。

| 事業の名称           | 当事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 前年同期比 (%) |
|-----------------|----------------------------------------|-----------|
| コンサルティング事業 (千円) | 323,178                                | 122.26    |
| トキっ子くらぶ事業 (千円)  | 41,149                                 | 85.07     |
| 合計              | 364,327                                | 116.51    |

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が 10% 以上となる相手先がないため記載を省略しております。

### 3【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題は、以下の通りと認識しております。文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものです。

当社は、「全社員の物心両面の幸せを追求すると同時に、地域創造カンパニーとして在り続けます」というビジョン実現のために、健全な利益の獲得と成長を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要であると考えております。

#### (1) 情報セキュリティ・コンプライアンスの強化

当社では、地域事業者の情報や地域の子育て家庭の個人情報に触れる機会が多く、その取扱いやセキュリティ管理の強化については継続的に取り組んでいく必要があると考えております。特に個人情報の管理に関しては、企業に求められる社会的責任も増加しており、当社は自身の責任と判断でその責任を管理し、適切にビジネスを展開していくことが必要であります。そのため、当社はプライバシーマークを取得し、適切な個人情報保護体制の構築とその運用を行い、第三者機関による認証制度を活用することで、個人情報管理を適切に行う体制を作っています。今後も、当社のプライバシーマークが継続的に認証される体制を維持することで、情報セキュリティの強化を進めるとともに、社内外のリソースを活用して社内研修を行うことで社員の知識向上・意識醸成に努めて参ります。

#### (2) 人材の育成

当社の事業拡大を進めるためには、地域事業者・経営者の課題を掘り起こし、適切に言語化できる人材の育成が極めて重要です。人材の育成として、個人・チーム組織の目標設定、実績に対するフィードバックを適切に行うとともに、可能な限り多くの現場に接し、実際に経営者・事業者の声を聴く機会を作ることで、一人一人の能力と経験の向上に努めて参ります。

#### (3) 収益性の拡大

当社の今後の成長には、当社の経営支援サービスの提供価値向上が不可欠です。提供価値の向上によりお客様の経営状況の改善という結果を生み出し、更なるサービス品質向上によりお客様の満足を高め、顧客単価の向上という効果を獲得することで、収益性の改善を進めて参ります。

#### (4) 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組んでいく方針であります。

#### (5) 財務基盤の強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、継続的な財務基盤の強化が課題の1つと認識しております。当社はビジネスモデル上、大きな投資を必要としないため、設備投資等に向けた財務基盤の強化は必要ありませんが、経営における外部環境の変化からの影響を最小化するための手元資金の積み増しは必要と考えております。

現在のところ資金繰りに懸念はありませんが、将来の収益計画を着実に達成することで手元資金を積み増し、財務基盤の強化を進めるとともに、金融機関からの適切な借入も行うことで、本課題に取り組んでいく方針であります。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

##### (1) 経済状況等の影響について

当社が提供する経営コンサルティングサービスにおいては、地域の中小企業・小規模事業者を主な顧客ターゲットとしているため、地域の中小企業・小規模事業者の経営状況に非常に強く影響を受ける環境にあります。そのため、社会の景気動向が悪化し、中小企業・小規模事業者が支出の削減を検討する場合においては、最初にサービスの利用停止を検討する対象になる傾向にあるため、その場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、当社は顧客企業・事業者への提供価値の向上を持続的に行うために、コンサルティングサービスの品質向上を継続して参ります。また、提供価値の向上に加えて、顧客とのコミュニケーションも大切にすることで、「たとえ景気が悪くなっても、景気が悪い時だからこそグローバルマーケティングに難局を乗り切る支援を頼むのだ」というマインドを顧客に持ってもらえる関係性の構築を重視し、顧客の業績が悪化した場合でも持続的な事業展開が可能な状況の構築に努めます。

##### (2) 政策・法令の変更について

当社のサービスラインナップにある「補助金申請に関連する支援」は政策や法令の変更によっては大きな影響を受ける可能性があり、その場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

現在、国の中小企業政策においては、「多様で活力ある中小企業の成長発展」が提示されており、これを推進するための政策や法令、各種補助金、助成金が出されています。当社は「多様で活力ある中小企業の成長発展」のために必要な「それぞれの中小企業・小規模事業者の特徴を活かした、独自性のある成長発展のための経営課題の解決支援」を提供することで、世の中の大きな流れと、政府や自治体の政策、企業・事業者のニーズに即した支援の提供を行っていますが、今後の政策や法令の変化を常にウォッチし、適切な支援の継続的提供のために、自社の成長や必要な変化を積極的に進めて参ります。

##### (3) 知的財産権について

当社が使用する名称等については、商標権や場合によっては特許権を取得することを基本方針として、これらの使用権の確保及び、第三者の利用侵害の回避に努めております。

また、当社が第三者の商標権などの知的財産権を侵害しないために、担当者を配置して、当社のセミナーや研修、コンサルティングサービスに用いる資料や、Web媒体や紙媒体を通じて配信・発信する情報に第三者の知的財産権を侵害するような内容が含まれていないかチェックする体制を構築することで、訴訟やクレームのリスク回避に努めています。

しかしながら、意図せずに誤って当社が第三者の知的財産権を侵害してしまうリスクもあるため、その場合には当社が損害賠償を含む法的責任を負う可能性があるだけでなく、当社及び、当社のサービスの信頼性やブランドを毀損し、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

##### (4) 営業地域について

当社は新潟県を中心に経営コンサルティングサービスを展開して参りましたが、特にコロナ禍以降、オンラインミーティングツールなどの積極的な活用により、遠隔地の企業・事業者等を対象としたサービスの拡大も積極的に進めています。その結果、2025年3月期においては、金額ベースでの新潟県内のサービス提供実績は約78%、新潟県外は約22%の実績となりました。今後も「全国展開」を推し進めて参ります。

しかしながら、現状ではまだまだ新潟県内での事業実績の占める割合が高く、自然災害など新潟県内の企業・事業者が特に影響を受けるような事態となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (5) 人材の確保について

当社は今後も積極的に事業を拡大していく方針であり、これに伴い、各サービスを行う人材の確保が必要であると認識しております。新卒採用はもとより、中途採用についても積極的に行うとともに、社内人材の育成についても積極的に取り組んで参りました。これまでのところ、新卒採用についても中途採用についても、多数の応募をいただいております。人材の確保については計画通りに進んでいる状況にあります。

しかしながら、将来において計画通りに優秀な人材の確保や育成が進まなかった場合には、当社の中長期的な業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

そのような事態を回避するためにも、継続的な社内人材の育成を推し進め、顧客に対する当社の提供価値の向上と、それに伴う当社への信頼性やブランド力の向上に努め、地域における存在感や魅力を増すことにより、更なる採用力の強化を進めて参ります。

#### (6) 競合について

当社のコンサルティング事業においては、全国的な大手コンサルティング会社から、中堅・中小規模のコンサルティング会社、個人の経営コンサルタントまで幅広く競争企業が多数存在しております。また、近年のWeb上の情報の充実や SNS 等の技術の発達とコンテンツの充実により、経営課題の解決を目的とした無料若しくは安価な情報やサービスも増えてきています。これらの状況により、求められるサービスの品質への要求は高まり、その一方で、対価としての報酬が大きく増加する可能性は乏しいため、競争環境は厳しくなっていくことが予想され、このような状況は当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社としては、このようなリスクに対応するため、時々刻々変化するニーズを適切に捉え、必要とされるサービスの開発を迅速に行うことを心掛け、また当社の特徴を活かしたワンストップサービスの継続的な提供を推し進めることにより、持続的な競争優位性の確立を進めて参ります。

#### (7) メディア発信について

当社は、顧客企業・事業者に対して、マーケティング戦略の構築と運用・実践の支援を行う上で、SNS やメディアの活用を提案しています。また当社自身のマーケティングやブランディングを目的とした SNS やメディアの活用も行っています。これらの活動においては、第三者の知的財産権の侵害の回避のため体制構築と運用を進めていますが、意図せず第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性や、誤解を招く表現を含んだ発信、クレームの原因になる可能性など、様々なリスクも含んでいるため、場合によっては当社の業績や信用性、ブランドを毀損する可能性もあります。

そのような事態を回避するために、今後とも社内チェック体制の充実を進めるとともに、社内外のリソースを活用した社内研修の実施による社員の知識向上と意識醸成に努めてまいります。

#### (8) 法的規制等について

当社では、補助金や助成金の申請を望む企業・事業者に対して、申請準備の支援を提供しています。補助金や助成金の申請ルールは適宜改訂されるものであるため、当社が提供可能な支援の範囲や内容もその都度、変更になることがあります。このような補助金、助成金の申請ルールや行政の方針の変更によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。

また当社では、Web や SNS の活用支援、紙媒体の広告のデザイン作成、当社独自の情報誌の発行を行っています。広告主の広告活動には、「不当景品類及び不当表示防止法」、「著作権法」、「商標法」及び「特定商取引法」などの法的規制や、業界が定める広告掲載基準、広告審査基準などの自主規制が適用されます。これらの法規制や自主規制の強化や方針の変更などにより、当社の顧客である企業・事業主の広告活動が制限されるなどの事態が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

このような事態を回避するために、当社では常に補助金や助成金の申請ルールの変更をモニタリングしており、ルールの変更に対して迅速に対応してサービス品質と顧客満足度の向上に努めています。

また、関連する法令についても、弁理士、弁護士などの外部の専門家による社内研修を行うことで、法令の理解促進と、法令やその解釈の変更に対して、適宜、対応できる施策を講じています。

#### (9) 個人情報管理について

当社は、事業活動を通じて、地域事業者や子育て家庭の個人情報を入手することがあります。当社では、これらの情報について厳格な管理体制を構築し、情報の取扱い等に関する規程の整備や従業員への周知及び徹底を図る等、情報セキュリティを強化しておりますが、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入等により、万一これら情報が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお当社では、2024 年 5 月に一般社団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得し、更なる信頼性の確保に努めております。

#### (10) 配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、将来の経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、これまでのところ、配当の実施実績はありません。現状では財務体質の強化と、優秀な人材確保と人材育成に必要な内部留保の充実を優先し、事業の適切な成長を進めることにより企業価値の向上並びに株主価値の増大による株主への還元を進めています。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

#### (11) 季節変動について

当社の四半期ごとの売上は、第 3 四半期、第 4 四半期に集中する傾向があります。これは、①商工会・商工会議所主催のセミナーの実施時期、②補助金申請の繁忙期、③行政案件の納品期限、④トキ子くらぶが発行する情報誌の発行時期、などが下期や特に年度末に集中する傾向にあるためです。そのため当該時期において当社の業績が不調となってしまうような場合には、当社の通期の業績に影響を与える可能性があります。

このような収益の季節変動性リスクを低減するために、当社においては、「新年度をターゲットとした社内研修の提案」など人材育成領域に関わる提案を年度前半において強化することで、季節変動性の平準化に努めてまいります。従来の新入社員研修に対するニーズに加えて、近年では、DX 化や AI 活用、各種業務効率化に対する研修ニーズも高まっているため、これらのコンテンツを交えた人材育成研修の提案強化を推し進めていく予定です。

#### (12) 資金調達について

当社の事業は、典型的な労働集約型のビジネスモデルであり、設備投資のための大きな資金調達が必要となる状況が発生する可能性は極めて低いと言えますが、その一方で、事業の拡大、企業の成長のためには、優秀な人材の採用による確保と、人材の育成には時間と費用が必要となります。ポテンシャルの高い人材を採用できたとしても、その人材が戦力化されるまでには十分な時間が必要となるため、その期間の人件費を賄うための運転資本の充実は重要であり、その場合には資金調達が必要となります。

これまでの当社における利益の積み上げ、増資による資本の充実、金融機関からの借り入れによる手元資金の増強により、十分な資金が手元に確保された状況ではありますが、将来の更なる飛躍に向けた人材の拡充は必須であり、そのためには場合によっては更なる外部からの資金調達が必要になることも想定されます。

しかしながら、その際に十分な資金調達が進まなかった場合には、当社の成長のための十分な人材確保が進められなくなる可能性もあり、その場合には当社の業績に影響を受ける可能性があります。

そのような事態を回避するためにも、十分な議論の下で人員計画を含むしっかりとした中期経営計画を立てること、資金需要が高まってから資金調達を行うのではなく、業績や企業としての体力に見合った借り入れなどをできる時に行うことで、将来の成長計画が予定通りに進められる体制を構築して参ります。

(13) 有利子負債について

当社においては将来の飛躍に向けた人材採用・人材育成のための資金需要を目的とした借入を行っています。特定の金融機関に依存する状況にならないために、3つの金融機関から大きな偏りなく借入をしています。これらを含めて十分な運転資本を確保していますが、当社の業績によっては金融機関から利息率の変更や返済スケジュールの見直しなどの要求がなされる可能性もあります。また、昨今の金利引き上げに伴う資金調達コストの増大の可能性もあります。これらの資金調達コストの増大が生じた場合には、当社の業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

このような事態を回避するために、当社においては業績や財政状態に見合った人材採用計画を立案・運用し、良好な業績や財政状態を維持することにより、金融機関の信頼を高め、有利子負債の経営に与える影響の最小化を推し進めて参ります。

(14) 内部管理体制について

当社は、本発行者情報公表日現在、取締役4名、監査役2名、従業員44名と比較的小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もこれに応じたものとなっております。今後の業務の拡大に伴って、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に進捗しなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害、事故等

火災、暴動、テロ、落雷、地震、噴火、津波等の不測の事故や自然災害が発生した場合、当社がお取引する事業者の事業拡大・企業の成長マインドの冷え込みによるコンサルティングサービスに対する需要の減少等を通じて、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内及び国外における感染症等の疫病が発生した場合には、対面によるコミュニケーションが困難となり、営業活動やコンサルティングサービスの提供が難しくなる可能性があります。万一に備えてオンラインでの営業活動やコンサルティングサービス提供を念頭に置いた仕組みの導入等を行っておりますが、予測を超えた事象が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 特定人物への依存について

当社の代表取締役 CEO である今井進太郎は、当社設立以来、当社の経営方針及び経営戦略の決定等、事業活動の推進にあたり重要な役割を担ってまいりました。当社は、役員間の情報共有や権限委譲により、同氏に過度に依存しないよう経営体制の整備を行っておりますが、万一、同氏が職務を遂行できなくなるような不測の事態が生じた場合には、現状では、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (17) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

##### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

##### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合  
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）  
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日
  - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
  - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上

場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないといふ乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いといふ乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個

の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑭その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 133,197 千円で、前事業年度末 154,674 千円に比べ 21,477 千円減少しております。主な要因は、現金及び預金 31,281 千円の減少、売掛金 9,254 千円の増加等によるものです。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 22,361 千円で、前事業年度末 25,155 千円に比べ 2,793 千円減少しております。主な要因は、建物 146 千円、ソフトウェア 1,417 千円、繰延税金資産 2,219 千円の減少、工具、器具及び備品 1,031 千円の増加等によるものです。

#### (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 74,896 千円で、前事業年度末 102,939 千円に比べ 28,042 千円減少しております。主な要因は買掛金 5,995 千円、未払消費税等 5,090 千円、短期借入金 18,998 千円、未払金 3,053 千円の減少、未払費用 1,530 千円、賞与引当金 2,202 千円の増加等によるものです。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 40,557 千円で、前事業年度末 40,474 千円に比べ 83 千円増加しております。要因は退職給付引当金 83 千円の増加によるものです。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 40,104 千円で、前事業年度末 36,415 千円に比べ 3,688 千円増加しております。要因は、利益剰余金 3,688 千円の増加によるものです。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

### (4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### (5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載しております。

#### 第4【設備の状況】

##### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において重要な設備の取得、除却、売却等はありません。

##### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

###### (1) 発行者

2025年3月31日現在

| 事業所名<br>(所在地)     | 設備の<br>内容 | 帳簿価額(千円)     |                |               |             |       | 従業員数<br>(人) |
|-------------------|-----------|--------------|----------------|---------------|-------------|-------|-------------|
|                   |           | 建物及び<br>付属設備 | 機械装置 及<br>び運搬具 | 工具、器具<br>及び備品 | 土地<br>(面積㎡) | 合計    |             |
| 本社事務所<br>(新潟県長岡市) | 事務所<br>設備 | 2,280        | —              | 3,411         | —           | 5,692 | 42          |

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

###### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

###### (3) 在外子会社

該当事項はありません。

##### 3【設備の新設、除却等の計画】

###### (1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設の予定はありません。

###### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除去の予定はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 事業年度末現在発行数(株)<br>(2025年3月31日) | 公表日現在発行数(株)<br>(2025年6月27日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名    | 内容            |
|-----------------------|-------------|-----------|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---------------|
| 普通株式                  | 1,172,000   | 879,000   | 293,000                       | 293,000                     | 東京証券取引所<br>(TOKYO PRO Market) | 単元株式数<br>100株 |
| 計                     | 1,172,000   | 879,000   | 293,000                       | 293,000                     | —                             | —             |

(注) 1. 2024年5月14日開催の取締役会決議により、2024年6月25日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は1,160,280株増加し、1,172,000株となっております。

2. 2024年5月14日開催の取締役会決議により、2024年6月25日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は290,070株増加し、293,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

2025 年 3 月 12 日取締役会決議

| 区分                                     | 最近事業年度現在<br>(2025 年 3 月 31 日)          | 公表日の前月末現在<br>(2025 年 5 月 31 日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の数(個)                             | 156                                    | 156                            |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | —                                      | —                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                   | 同左                             |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 15,600 (注) 1                           | 15,600 (注) 1                   |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 1,350 (注) 2                            | 同左                             |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 2027 年 3 月 13 日<br>至 2035 年 3 月 12 日 | 同左                             |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,350<br>資本組入額 675                | 同左                             |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注) 4                                  | 同左                             |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。      | 同左                             |
| 代用払込みに関する事項                            | —                                      | —                              |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注) 6                                  | 同左                             |

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、普通株式 100 株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社は、新株予約権の割当を受けた者が上記(注)4に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができます。

(2) 当社株主総会又は取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができます。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付します。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本号の取扱い、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表の「新株予約権の行使期間」に定める期間の末日までとします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(7) 再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)5に準じて決定します。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定します。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日             | 発行済株式<br>総数増減数<br>(株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(株) | 資本金<br>増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額<br>(千円) | 資本準備金<br>残高<br>(千円) |
|-----------------|-----------------------|----------------------|--------------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2023年9月15日(注) 1 | 2,000                 | 2,700                | 20,000             | 27,000        | —                    | —                   |
| 2024年3月28日(注) 2 | 230                   | 2,930                | 23,000             | 50,000        | 3,910                | 3,910               |
| 2024年6月25日(注) 3 | 290,070               | 293,000              | —                  | 50,000        | —                    | 3,910               |

(注) 1. 株主割当

割当先 古樹屋(株)1,200株、今井進太郎 400株、今井慶子 200株、遠藤碩太 200株  
計 2,000株

発行価格 20,000,000円

資本組入額 20,000,000円

2. 有償第三者割当

割当先 新潟ベンチャーキャピタル(株)145株、古樹屋(株)50株、今井進太郎 15株、今井慶子 10株、遠藤碩太 10株  
計 230株

発行価格 26,910,000円

資本組入額 23,000,000円

3. 2024年5月14日開催の取締役会決議により、2024年6月25日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は290,070株増加し、293,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

| 区分          | 株式の状況（１単元の株式数100株） |      |          |        |       |    |       |       | 単元未満株式の状況（株） |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|-------|--------------|
|             | 政府及び地方公共団体         | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 |    | 個人その他 | 計     |              |
|             |                    |      |          |        | 個人以外  | 個人 |       |       |              |
| 株主数（人）      | －                  | －    | －        | 2      | －     | －  | 4     | 6     | －            |
| 所有株式数（単元）   | －                  | －    | －        | 1,671  | －     | －  | 1,259 | 2,930 | －            |
| 所有株式数の割合（％） | －                  | －    | －        | 57.03  | －     | －  | 42.96 | 100   | －            |

(注) 2024年6月25日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、2024年6月25日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

## (7) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

| 氏名又は名称                 | 住所                | 所有株式数<br>(株) | 株式総数に対する<br>所有株式数の割合<br>(%) |
|------------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|
| 古桝屋株式会社                | 新潟県長岡市神田町3丁目1番地1  | 167,000      | 56.99                       |
| 今井進太郎                  | 新潟県長岡市            | 55,500       | 18.94                       |
| 今井慶子                   | 新潟県新潟市中央区         | 28,000       | 9.55                        |
| 遠藤碩太                   | 新潟県長岡市            | 27,900       | 9.52                        |
| 地方創生新潟2号投資<br>事業有限責任組合 | 新潟県新潟市中央区天神1丁目1番地 | 14,500       | 4.94                        |
| 株式会社鷺尾                 | 新潟県長岡市中島7丁目1-16   | 100          | 0.03                        |
| 計                      | —                 | 293,000      | 100.00                      |

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

| 区分              | 株式数 (株)         | 議決権の数 (個) | 内容                                                              |
|-----------------|-----------------|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 無議決権株式          | —               | —         | —                                                               |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | —               | —         | —                                                               |
| 議決権制限株式 (その他)   | —               | —         | —                                                               |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | —               | —         | —                                                               |
| 完全議決権株式 (その他)   | 普通株式<br>293,000 | 2,930     | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式          | —               | —         | —                                                               |
| 発行済株式総数         | 293,000         | —         | —                                                               |
| 総株主の議決権         | —               | 2,930     | —                                                               |

(注) 1. 2024年5月14日開催の取締役会決議により、2024年6月25日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、完全議決権株式数 (その他) 及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ293,000株となっております。

2. 2024年6月25日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

2025 年 3 月 12 日取締役会決議

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日                    | 2025 年 3 月 12 日           |
| 付与対象者の区分及び人数（名）          | 当社役員 3<br>当社従業員 37        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類         | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株）                  | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）        | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使期間               | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件              | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 代用払込みに関する事項              | —                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。しかしながら、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の拡充を図る方針であります。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次    | 第3期      | 第4期      | 第5期      |
|-------|----------|----------|----------|
| 決算年月  | 2023年3月期 | 2024年3月期 | 2025年3月期 |
| 最高(円) | —        | —        | 1,350    |
| 最低(円) | —        | —        | 1,350    |

- (注) 1. 当社株式は、2024年10月25日付で、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。
2. 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月次    | 2024年10月 | 2024年11月 | 2024年12月 | 2025年1月 | 2025年2月 | 2025年3月 |
|-------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 1,350    | —        | —        | —       | —       | —       |
| 最低(円) | 1,350    | —        | —        | —       | —       | —       |

- (注) 1. 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 2024年11月から2025年3月までにおいては売買実績がありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 5 名 女性 1 名（役員のうち女性の比率 16.7%）

| 役名        | 職名                  | 氏名     | 生年月日            | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 任期    | 報酬    | 所有<br>株式数<br>(株)              |
|-----------|---------------------|--------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------------------------------|
| 代表<br>取締役 | CEO                 | 今井 進太郎 | 1979年<br>1月21日生 | 2001年4月 株式会社アイエスアイ入社<br>2006年6月 コマスマーケティング株式会社（後 旧 グローカルマーケティ<br>ング株式会社（以下「旧当社」といいます。）へ吸収合併）設立<br>代表取締役就任<br>2013年3月 旧会社（後に現当社へ事業譲渡） 代表取締役就任<br>2020年9月 当社設立 代表取締役CEO就任（現任）<br>2023年6月 古樹屋株式会社 代表取締役就任（現任）                                                                                                                                                   | (注) 1 | (注) 3 | 222,500<br>(167,000)<br>(注) 4 |
| 取締役       | CFO 兼<br>経営企画<br>部長 | 遠藤 碩太  | 1986年<br>7月13日生 | 2009年11月 株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟<br>（現 株式会社アルプスビジネスクリエーション）入社<br>2011年11月 株式会社セレブリックス入社<br>2013年11月 旧当社 入社<br>2020年9月 当社入社 コンサルティング部長就任<br>2022年1月 当社 取締役COO兼コンサルティング部長就任<br>2025年4月 当社 取締役CFO兼経営企画部長就任（現任）                                                                                                                                                    | (注) 1 | (注) 3 | 27,900                        |
| 取締役       | COO 兼<br>CCO        | 森本 寛子  | 1977年<br>9月29日生 | 2002年7月 JAL PASSENGER SERVICES AMERICA INC入社<br>2004年10月 株式会社リクルート入社<br>2010年3月 にいつ花の里協同組合入組<br>2013年8月 株式会社リクルートスタッフィング入社<br>2015年8月 旧当社入社<br>2020年9月 当社入社 営業部長就任<br>2022年1月 当社 取締役COO(最高組織文化責任者)兼営業部長就任<br>2024年4月 当社 取締役CCO(〃)就任<br>2025年4月 当社 取締役COO(最高業務執行責任者)兼CCO(〃)就任<br>(現任)                                                                         | (注) 1 | (注) 3 | -                             |
| 取締役       | -                   | 山崎 俊輔  | 1978年<br>5月7日生  | 2004年4月 ローム株式会社入社<br>2009年4月 シュルンベルジェ株式会社入社<br>2020年6月 株式会社Bound for Boundary設立 代表取締役就任<br>2022年1月 当社入社 取締役CFO 兼 経営企画部長就任<br>2025年4月 当社 取締役就任（現任）                                                                                                                                                                                                            | (注) 1 | (注) 3 | -                             |
| 監査役       | -                   | 北村 豊   | 1950年<br>2月27日生 | 1972年3月 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行） 入行<br>1996年4月 Yasuda Trust Singapore Futures Pte. Limited<br>President and CEO就任<br>2005年3月 日本カーボン株式会社 監査役就任<br>2010年6月 株式会社ジェイコーチ 監査役就任<br>関東自動車株式会社 監査役就任<br>帝産観光バス株式会社 監査役就任<br>札幌観光バス株式会社 監査役就任<br>ニッコー観光バス株式会社 監査役就任<br>ニュー東京観光自動車株式会社 監査役就任<br>2013年2月 トーセイ株式会社 監査役就任<br>トーセイ・コミュニティ株式会社 監査役就任<br>2022年9月 当社 社外監査役就任（現任） | (注) 2 | (注) 3 | -                             |
| 監査役       | -                   | 藤井 英雄  | 1966年<br>1月14日生 | 1999年3月 社会福祉法人長岡老人福祉協会 監事就任（現任）<br>2001年6月 公益財団法人こしじ水と緑の会 監事就任（現任）<br>2002年2月 株式会社パートナーズプロジェクト<br>専務取締役就任（現任）<br>2005年1月 パートナーズプロジェクト税理士法人<br>代表社員就任（現任）<br>2008年6月 マコー株式会社 監査役就任（現任）<br>2013年10月 公益財団法人長岡社奨学会 副理事長就任（現任）<br>2019年10月 一般社団法人スペシャリストアライアンス新潟<br>副理事長就任（現任）<br>2021年9月 一般財団法人朝日記念財団 理事就任（現任）<br>2022年1月 当社 社外監査役就任（現任）                         | (注) 2 | (注) 3 | -                             |
| 計         |                     |        |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |       |       | 250,400                       |

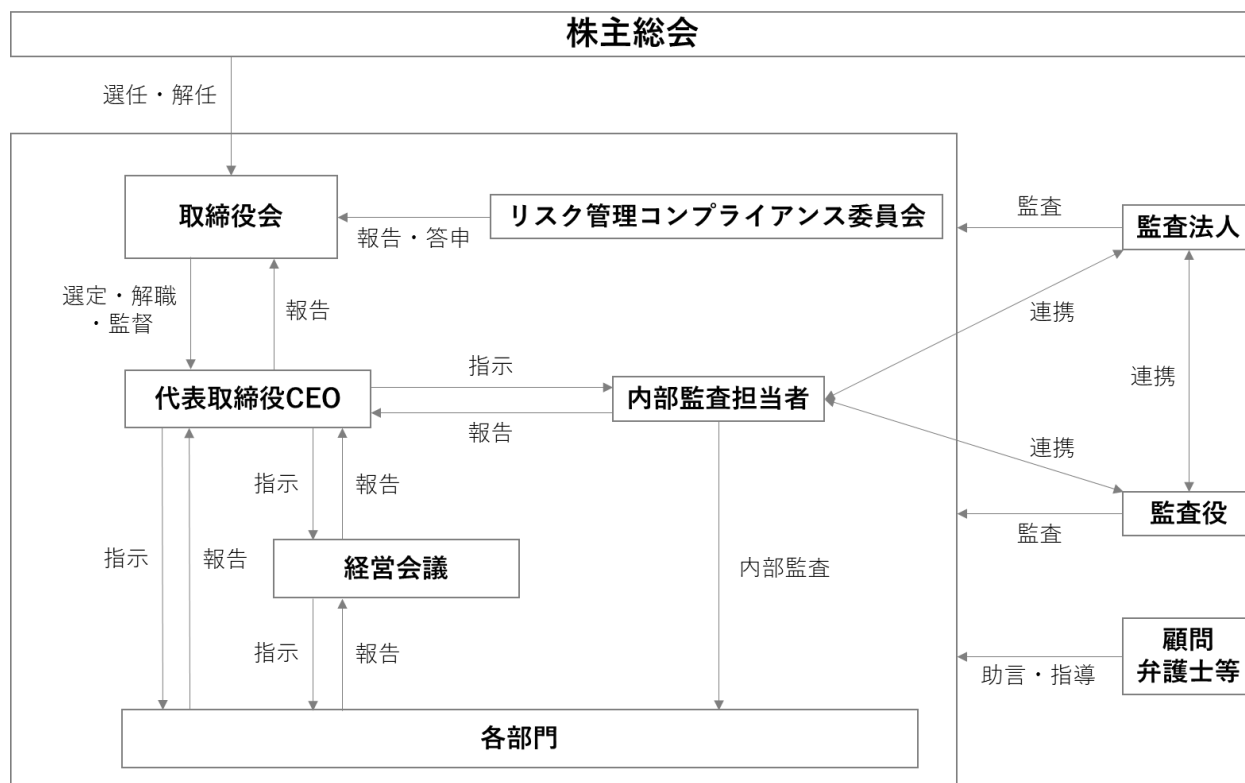
(注) 1. 取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 監査役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 2025年3月期における役員報酬の総額は37,200千円を支給しております。
4. 所有株式数の()内の数値は、所有株式数の内、同氏資産管理会社古栴屋株式会社による間接保有株式数となっております。
5. 監査役北村豊氏と同藤井英雄氏は、社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めることを目指し、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリーディスクロージャーを徹底することにより、株主やお客様など当社グループを取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しております。この実現には、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が不可欠であり、そのための権限と責任の明確化や情報伝達の迅速化、情報管理体制の強化及び更なる経営の効率化など、経営組織体制の整備に努めております。

#### ② 会社の機関の内容

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

また、監査役2名が取締役会に出席し、適宜意見を述べるとともに、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

##### ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名（うち社外監査役2名、うち常勤監査役1名）で構成されております。監査役北村氏は公認内部監査人の資格を、監査役藤井氏は税理士及び行政書士の資格を保有しております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、リスク管理・コンプライアンスの運用状況を監視できる体制をとっております。

また、代表取締役 CEO・取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告・共有しております。監査法人とは三様監査等の場で監査方針や監査計画・実績について意見と情報を交換しております。

#### ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2025 年 3 月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、長坂尚徳氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 8 名、その他 1 名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### ニ. 内部監査

内部監査は、代表取締役 CEO 直轄で実施されており、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役 CEO 及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査担当者は監査役及び監査法人と面談を行い、監査に必要な情報について共有を行っております。

#### ホ. 経営会議

当社は、常勤取締役 4 名で構成する定例の経営会議を原則として隔週開催し、事業の進捗状況の確認及び課題事項に関する意見交換を行っております。この経営会議で出てきた課題のうち、取締役会に諮る必要のある事項に関しては取締役会に提議しております。

#### ヘ. リスク管理・コンプライアンス委員会

当社のリスク管理・コンプライアンス委員会は、委員長 1 名（代表取締役 CEO）、副委員長 1 名及び 2 名以上の委員と常勤監査役により構成され、主に、リスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握等に関する事項、コンプライアンスに関する社内規程等の制定及び改廃等に関する立案やコンプライアンスの推進等に関する事項について議論しております。3 か月に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

### ③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁権限基準等の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

また、企業の健全な成長と存続を維持していくためには全ての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であることから、リスク管理・コンプライアンス規程を定め、啓蒙活動を行っております。

### ④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、経営企画部長が内部監査担当者として、内部監査規程及び内部監査基本計画、内部監査実施計画等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。事業部門の監査は、経営企画部 6 名が実施しております。また、経営企画部の監査は、コンサルティング部や営業部を中心とした事業部門 5 名程度が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役 CEO に対し報告書並びに勧告書を提出する体制をとっております。

監査役 2 名は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役 CEO 及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

また、監査法人による監査、監査役監査、内部監査それぞれの実効性や効率を高めるために、三様監査等の場で三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携を取れる場を定期的に設けております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営企画部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士や社労士事務所、税理士事務所等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

また、当社は想定される事業リスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外監査役2名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役 北村豊氏は、これまでに当社を含む4社において18年にわたって常勤監査役を務めており、その豊富な経験と知見からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。また藤井英雄氏は、税理士、行政書士としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。なお、両監査役はともに、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

| 役員区分          | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |    |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|---------------|----------------|--------------------|----|---------------|-----------------------|
|               |                | 基本報酬               | 賞与 | ストック<br>オプション |                       |
| 取締役（社外取締役を除く） | 30,000         | 30,000             | —  | —             | 4                     |
| 監査役（社外監査役を除く） | —              | —                  | —  | —             | —                     |
| 社外役員          | 7,200          | 7,200              | —  | —             | 2                     |

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

| 区分  | 最近事業年度           |                 |
|-----|------------------|-----------------|
|     | 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 非監査業務に基づく報酬（千円） |
| 発行者 | 10,000           | —               |

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数や、当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

|               | 前事業年度<br>(2024年3月31日) | 当事業年度<br>(2025年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部          |                       |                       |
| 流動資産          |                       |                       |
| 現金及び預金        | 94,706                | 63,424                |
| 売掛金           | 57,605                | 66,859                |
| 契約資産          | —                     | 202                   |
| 仕掛品           | 428                   | 292                   |
| 原材料及び貯蔵品      | 1,018                 | 683                   |
| 前渡金           | 2                     | 233                   |
| 前払費用          | 1,255                 | 1,896                 |
| その他           | 0                     | 3                     |
| 貸倒引当金         | △343                  | △398                  |
| 流動資産合計        | 154,674               | 133,197               |
| 固定資産          |                       |                       |
| 有形固定資産        |                       |                       |
| 建物（純額）        | 2,427                 | 2,280                 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 2,380                 | 3,411                 |
| 有形固定資産合計      | ※ 1 4,807             | ※ 1 5,692             |
| 無形固定資産        |                       |                       |
| ソフトウェア        | 4,015                 | 2,598                 |
| 無形固定資産合計      | 4,015                 | 2,598                 |
| 投資その他の資産      |                       |                       |
| 長期前払費用        | 80                    | 38                    |
| 繰延税金資産        | 15,903                | 13,684                |
| その他           | 348                   | 348                   |
| 投資その他の資産合計    | 16,332                | 14,070                |
| 固定資産合計        | 25,155                | 22,361                |
| 資産合計          | 179,829               | 155,558               |

(単位：千円)

|          | 前事業年度<br>(2024年3月31日) | 当事業年度<br>(2025年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部     |                       |                       |
| 流動負債     |                       |                       |
| 買掛金      | 11,679                | 5,684                 |
| 短期借入金    | ※2 38,998             | ※2 20,000             |
| 未払金      | 7,637                 | 4,583                 |
| 未払費用     | 14,691                | 16,221                |
| 未払法人税等   | 449                   | 519                   |
| 未払消費税等   | 13,584                | 8,494                 |
| 契約負債     | 4,503                 | 5,246                 |
| 預り金      | 3,513                 | 4,066                 |
| 賞与引当金    | 7,876                 | 10,079                |
| その他      | 4                     | 0                     |
| 流動負債合計   | 102,939               | 74,896                |
| 固定負債     |                       |                       |
| 長期借入金    | 40,000                | 40,000                |
| 退職給付引当金  | 474                   | 557                   |
| 固定負債合計   | 40,474                | 40,557                |
| 負債合計     | 143,413               | 115,454               |
| 純資産の部    |                       |                       |
| 株主資本     |                       |                       |
| 資本金      | 50,000                | 50,000                |
| 資本剰余金    |                       |                       |
| 資本準備金    | 3,910                 | 3,910                 |
| 資本剰余金合計  | 3,910                 | 3,910                 |
| 利益剰余金    |                       |                       |
| その他利益剰余金 |                       |                       |
| 繰越利益剰余金  | △17,494               | △13,805               |
| 利益剰余金合計  | △17,494               | △13,805               |
| 株主資本合計   | 36,415                | 40,104                |
| 純資産合計    | 36,415                | 40,104                |
| 負債純資産合計  | 179,829               | 155,558               |

②【損益計算書】

(単位：千円)

|              | 前事業年度              | 当事業年度              |
|--------------|--------------------|--------------------|
|              | (自 2023 年 4 月 1 日  | (自 2024 年 4 月 1 日  |
|              | 至 2024 年 3 月 31 日) | 至 2025 年 3 月 31 日) |
| 売上高          | 312,701            | 364,327            |
| 売上原価         | 148,645            | 176,626            |
| 売上総利益        | 164,055            | 187,700            |
| 販売費及び一般管理費   | ※ 161,733          | ※ 180,725          |
| 営業利益         | 2,321              | 6,974              |
| 営業外収益        |                    |                    |
| 受取利息         | 0                  | 31                 |
| 補助金収入        | 501                | -                  |
| その他          | 274                | 231                |
| 営業外収益合計      | 776                | 262                |
| 営業外費用        |                    |                    |
| 支払利息         | 1,006              | 810                |
| その他          | 15                 | -                  |
| 営業外費用合計      | 1,022              | 810                |
| 経常利益         | 2,076              | 6,427              |
| 税引前当期純利益     | 2,076              | 6,427              |
| 法人税、住民税及び事業税 | 449                | 519                |
| 法人税等調整額      | 877                | 2,219              |
| 法人税等合計       | 1,327              | 2,738              |
| 当期純利益        | 749                | 3,688              |

【売上原価明細書】

| 区分       | 注記<br>番号 | 前事業年度<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |            | 当事業年度<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2025 年 3 月 31 日) |            |
|----------|----------|--------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------|------------|
|          |          | 金額(千円)                                           | 構成比<br>(%) | 金額(千円)                                           | 構成比<br>(%) |
| I 労務費    | ※        | 95,823                                           | 64.3       | 118,652                                          | 67.2       |
| II 経費    |          | 53,250                                           | 35.7       | 57,838                                           | 32.8       |
| 当期総費用合計  |          | 149,074                                          | 100        | 176,490                                          | 100.0      |
| 期首仕掛品棚卸高 |          | —                                                |            | 428                                              |            |
| 合計       |          | 149,074                                          |            | 176,919                                          |            |
| 期末仕掛品棚卸高 |          | 428                                              |            | 292                                              |            |
| 当期売上原価   |          | 148,645                                          |            | 176,626                                          |            |

原価計算の方法

当社の原価計算は個別法による原価法を採用しております。

※ 主な内訳は次の通りです。

| 項目    | 前事業年度 (千円) | 当事業年度 (千円) |
|-------|------------|------------|
| 印刷費   | 8,009      | 9,084      |
| 外注費   | 7,582      | 5,974      |
| 旅費交通費 | 10,472     | 12,932     |
| 支払手数料 | 8,790      | 8,674      |
| 通信費   | 9,241      | 9,644      |
| その他   | 9,155      | 11,528     |

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

|         | 株主資本   |           |             |              |             |            | 純資産<br>合計 |
|---------|--------|-----------|-------------|--------------|-------------|------------|-----------|
|         | 資本金    | 資本剰余金     |             | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 |           |
|         |        | 資本<br>準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|         |        |           |             | 繰越利益剰余金      |             |            |           |
| 当期首残高   | 7,000  | —         | —           | △18,243      | △18,243     | △11,243    | △11,243   |
| 当期変動額   |        |           |             |              |             |            |           |
| 新株の発行   | 43,000 | 3,910     | 3,910       |              |             | 46,910     | 46,910    |
| 当期純利益   |        |           |             | 749          | 749         | 749        | 749       |
| 当期変動額合計 | 43,000 | 3,910     | 3,910       | 749          | 749         | 47,659     | 47,659    |
| 当期末残高   | 50,000 | 3,910     | 3,910       | △17,494      | △17,494     | 36,415     | 36,415    |

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

(単位：千円)

|         | 株主資本   |           |             |              |             |            | 純資産<br>合計 |
|---------|--------|-----------|-------------|--------------|-------------|------------|-----------|
|         | 資本金    | 資本剰余金     |             | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 |           |
|         |        | 資本<br>準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|         |        |           |             | 繰越利益剰余金      |             |            |           |
| 当期首残高   | 50,000 | 3,910     | 3,910       | △17,494      | △17,494     | 36,415     | 36,415    |
| 当期変動額   |        |           |             |              |             |            |           |
| 当期純利益   |        |           |             | 3,688        | 3,688       | 3,688      | 3,688     |
| 当期変動額合計 | —      | —         | —           | 3,688        | 3,688       | 3,688      | 3,688     |
| 当期末残高   | 50,000 | 3,910     | 3,910       | △13,805      | △13,805     | 40,104     | 40,104    |

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

|                      | 前事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |
|----------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     |                                        |                                        |
| 税引前当期純利益             | 2,076                                  | 6,427                                  |
| 受取利息                 | △0                                     | △31                                    |
| 支払利息                 | 1,006                                  | 810                                    |
| 補助金収入                | △501                                   | —                                      |
| 減価償却費                | 3,693                                  | 3,945                                  |
| 貸倒引当金の増減額            | 123                                    | 55                                     |
| 賞与引当金の増減額            | △241                                   | 2,202                                  |
| 退職給付引当金の増減額          | 474                                    | 83                                     |
| 売上債権及び契約資産の増減額       | △20,456                                | △9,456                                 |
| 仕掛品の増減額              | △428                                   | 136                                    |
| 貯蔵品の増減額              | △844                                   | 335                                    |
| 前渡金の増減額              | 69                                     | △230                                   |
| 前払費用の増減額             | △227                                   | △640                                   |
| 長期前払費用の増減額           | 1                                      | 42                                     |
| 買掛金の増減額              | 1,888                                  | △5,995                                 |
| 未払金の増減額              | △13,680                                | △3,053                                 |
| 未払費用の増減額             | 12,533                                 | 1,567                                  |
| 未払消費税等の増減額           | 3,021                                  | △5,090                                 |
| 契約負債の増減額             | △5,424                                 | 743                                    |
| 預り金の増減額              | 2,770                                  | 552                                    |
| その他                  | 4                                      | △7                                     |
| 小計                   | △14,141                                | △7,605                                 |
| 利息の受取額               | 0                                      | 31                                     |
| 利息の支払額               | △1,037                                 | △847                                   |
| 補助金の受取額              | 501                                    | —                                      |
| 法人税等の支払額             | △60                                    | △449                                   |
| 法人税等の還付額             | 2,174                                  | 0                                      |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     | △12,562                                | △8,870                                 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     |                                        |                                        |
| 固定資産の取得による支出         | △1,059                                 | △3,413                                 |
| その他                  | 13                                     | —                                      |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     | △1,045                                 | △3,413                                 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     |                                        |                                        |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少)    | △1,002                                 | △18,998                                |
| 株式の発行による収入           | 46,910                                 | —                                      |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     | 45,908                                 | △18,998                                |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 32,300                                 | △31,281                                |
| 現金及び現金同等物の期首残高       | 62,406                                 | 94,706                                 |
| 現金及び現金同等物の期末残高       | ※ 94,706                               | ※ 63,424                               |

## 【注記事項】

### （重要な会計方針）

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### （1）有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 13～48 年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～20 年  |

##### （2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### （1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### （2）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

##### （3）退職給付引当金

当社は、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は中小企業向け経営コンサルティング事業部門におけるコンサルティング事業について、中小企業、小規模事業者、商工会・商工会議所、行政等に対して、セミナーや研修、顧問型の経営コンサルティングサービスを提供しております。

これらのサービスに対する報酬は、顧客にコンサルティング支援の提供が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、トキっ子くらぶ事業におけるトキっ子くらぶホームページへの顧客事業者の情報掲載については、1年分の当該対価を前受収益として計上した後、履行義務の充足に従い、毎月按分して収益認識しております。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

|        | 前事業年度<br>(2024年3月31日) | 当事業年度<br>(2025年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | 15,903                | 13,684                |

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積もりは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定はサービスごとの売上成長率であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定であるサービスごとの売上成長率は、見積もりの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

将来の課税所得見積額は、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて決定しております。将来の不確実な経済状況の変動等により、これらの見積もりの前提に変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

|                | 前事業年度<br>(2024年 3 月31日) | 当事業年度<br>(2025年 3 月31日) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,695千円                 | 5,645千円                 |

※ 2 当座貸越契約について

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関 2 行との間に当座貸越契約を設定しておりましたが、当事業年度中に全額返済の上、当座貸越契約を解消しております。

|            | 前事業年度<br>(2024年 3 月31日) | 当事業年度<br>(2025年 3 月31日) |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 20,000千円                | —千円                     |
| 借入実行残高     | 20,000                  | —                       |
| 差引額        | —                       | —                       |

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44.6%、当事業年度36.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55.4%、当事業年度64.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

|          | 前事業年度<br>(自 2023年 4 月 1 日<br>至 2024年 3 月31日) | 当事業年度<br>(自 2024年 4 月 1 日<br>至 2025年 3 月31日) |
|----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 給料手当     | 55,562千円                                     | 53,300千円                                     |
| 役員報酬     | 32,500                                       | 37,200                                       |
| 賞与引当金繰入額 | 2,875                                        | 3,487                                        |
| 支払手数料    | 18,848                                       | 33,318                                       |
| 減価償却費    | 1,200                                        | 1,251                                        |
| 貸倒引当金繰入額 | 123                                          | 55                                           |
| 退職給付費用   | 192                                          | 21                                           |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|          | 当事業年度<br>期首株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式    |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式 (注) | 700               | 2,230             | —                 | 2,930            |
| 合計       | 700               | 2,230             | —                 | 2,930            |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加 2,230 株は、2023 年 9 月 15 日の株主割当による新株の発行に伴う増加 2,000 株、2024 年 3 月 28 日の第三者割当による新株の発行に伴う増加 230 株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|         | 当事業年度<br>期首株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式   |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式（注） | 2,930             | 290,070           | —                 | 293,000          |
| 合計      | 2,930             | 290,070           | —                 | 293,000          |

（注）当社は、2024 年 5 月 14 日開催の取締役会決議により、2024 年 6 月 24 日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024 年 6 月 25 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割しております。これにより株式数は 290,070 株増加しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

| 区分   | 新株予約権の内容                | 新株予約権の<br>目的となる株<br>式の種類 | 目的となる株式の数（株） |             |             |            | 当事業年<br>度末残高<br>（千円） |
|------|-------------------------|--------------------------|--------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
|      |                         |                          | 当事業年<br>度期首  | 当事業年<br>度増加 | 当事業年<br>度減少 | 当事業年<br>度末 |                      |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株<br>予約権 | —                        | —            | —           | —           | —          | —                    |
| 合計   |                         | —                        | —            | —           | —           | —          | —                    |

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

|           | 前事業年度<br>（自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日） | 当事業年度<br>（自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2025 年 3 月 31 日） |
|-----------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 現金及び預金勘定  | 94,706 千円                                        | 63,424 千円                                        |
| 現金及び現金同等物 | 94,706                                           | 63,424                                           |

（リース取引関係）

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものです。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権（売掛金等）については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（2024年3月31日）

|       | 貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------|--------------|--------|--------|
| 長期借入金 | 40,000       | 37,654 | △2,345 |
| 負債計   | 40,000       | 37,654 | △2,345 |

当事業年度（2025年3月31日）

|       | 貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------|--------------|--------|--------|
| 長期借入金 | 40,000       | 35,844 | △4,155 |
| 負債計   | 40,000       | 35,844 | △4,155 |

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決裁されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 94,706       | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 57,605       | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 152,311      | —                   | —                    | —            |

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

|        | 1 年以内<br>(千円) | 1 年超<br>5 年以内<br>(千円) | 5 年超<br>10 年以内<br>(千円) | 10 年超<br>(千円) |
|--------|---------------|-----------------------|------------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 63,424        | —                     | —                      | —             |
| 売掛金    | 66,859        | —                     | —                      | —             |
| 合計     | 130,283       | —                     | —                      | —             |

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

|                         | 1 年以内<br>(千円) | 1 年超<br>2 年以内<br>(千円) | 2 年超<br>3 年以内<br>(千円) | 3 年超<br>4 年以内<br>(千円) | 4 年超<br>5 年以内<br>(千円) | 5 年超<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|-------------------------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|------------|
| 長期借入金（1 年以内<br>返済予定を含む） | —             | —                     | —                     | 400                   | 2,700                 | 36,900       | 40,000     |
| 合計                      | —             | —                     | —                     | 400                   | 2,700                 | 36,900       | 40,000     |

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

|                         | 1 年以内<br>(千円) | 1 年超<br>2 年以内<br>(千円) | 2 年超<br>3 年以内<br>(千円) | 3 年超<br>4 年以内<br>(千円) | 4 年超<br>5 年以内<br>(千円) | 5 年超<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|-------------------------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|------------|
| 長期借入金（1 年以内<br>返済予定を含む） | —             | —                     | 400                   | 2,700                 | 2,700                 | 34,200       | 40,000     |
| 合計                      | —             | —                     | 400                   | 2,700                 | 2,700                 | 34,200       | 40,000     |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

| 区分    | 時価（千円） |        |       |        |
|-------|--------|--------|-------|--------|
|       | レベル 1  | レベル 2  | レベル 3 | 合計     |
| 長期借入金 | —      | 37,654 | —     | 37,654 |
| 負債計   | —      | 37,654 | —     | 37,654 |

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

| 区分    | 時価（千円） |        |       |        |
|-------|--------|--------|-------|--------|
|       | レベル 1  | レベル 2  | レベル 3 | 合計     |
| 長期借入金 | —      | 35,844 | —     | 35,844 |
| 負債計   | —      | 35,844 | —     | 35,844 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金（１年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いて、中小企業退職金共済制度を活用しております。退職給付債務と中小企業退職金共済制度への拠出額の差分で生じる不足分を補うために、退職給付引当金も計上しております。退職金規程に基づく退職一時金の支給において、中小企業退職金共済制度から給付される金額の不足分は退職給付引当金より賄われ、それでも不足する場合は、退職金として計上しております。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

##### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              | 前事業年度<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2025 年 3 月 31 日) |
|--------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | —                                                | 474 千円                                           |
| 退職給付費用       | 474 千円                                           | 158 千円                                           |
| 退職給付の支払額     | —                                                | 75 千円                                            |
| 退職給付引当金の期末残高 | 474 千円                                           | 557 千円                                           |

##### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                      | 前事業年度<br>(2024 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(2025 年 3 月 31 日) |
|----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務        | 2,698 千円                   | 3,650 千円                   |
| 中小企業退職金共済制度による支給見込み額 | △2,224 千円                  | △3,093 千円                  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額  | 474 千円                     | 557 千円                     |

##### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前事業年度 474 千円、当事業年度 158 千円であります。

### 3. 確定拠出制度

当社の中小企業退職金共済制度への要拠出額は、前事業年度 805 千円、当事業年度 1,060 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

|                        | 第 1 回新株予約権                                               |
|------------------------|----------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数           | 当社役員 3 名<br>当社従業員 37 名                                   |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 15,600 株                                            |
| 付与日                    | 2025 年 3 月 31 日                                          |
| 権利確定条件                 | 「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】<br>(2) 【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。 |
| 対象勤務期間                 | —                                                        |
| 権利行使期間                 | 自 2027 年 3 月 13 日 至 2035 年 3 月 12 日                      |

(注) 株式数に変換して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025 年 3 月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に変換して記載しております。

①ストック・オプションの数

|           | 第 1 回新株予約権      |
|-----------|-----------------|
| 決議年月日     | 2025 年 3 月 12 日 |
| 権利確定前 (株) |                 |
| 前事業年度末    | —               |
| 付与        | 15,600          |
| 失効・消却     | —               |
| 権利確定      | —               |
| 未確定残      | 15,600          |
| 権利確定後 (株) |                 |
| 前事業年度末    | —               |
| 権利確定      | —               |
| 権利行使      | —               |
| 失効        | —               |
| 未行使残      | —               |

## ②単価情報

|                    | 第1回新株予約権 |
|--------------------|----------|
| 権利行使価格 (円)         | 1,350    |
| 行使時平均株価 (円)        | —        |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | —        |

### 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの公正な評価単価に代え、Stock・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて算定を行っております。また、単位当たりの本源的価値は、DCF 法により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

### 4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| 当事業年度末における本源的価値の合計額                            | —千円 |
| 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                        | 前事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |
|------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 繰延税金資産                 |                                        |                                        |
| 賞与引当金                  | 2,685千円                                | 3,436千円                                |
| 一括償却資産損金算入限度超過額        | 212千円                                  | 231千円                                  |
| 未払法定福利費                | 375千円                                  | 481千円                                  |
| 退職給付引当金                | 161千円                                  | 190千円                                  |
| 税務上の繰越欠損金 (注)          | 21,391千円                               | 18,194千円                               |
| 繰延税金資産小計               | 24,827千円                               | 22,533千円                               |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) | △8,603千円                               | △8,603千円                               |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  | △161千円                                 | △190千円                                 |
| 評価性引当額小計               | △8,765千円                               | △8,793千円                               |
| 繰延税金資産合計               | 16,062千円                               | 13,739千円                               |
| 繰延税金負債                 |                                        |                                        |
| 未収還付事業税等               | —                                      | —                                      |
| 過年度少額減価償却資産の特例に係る益金算入額 | △158千円                                 | △55千円                                  |
| 繰延税金負債合計               | △158千円                                 | △55千円                                  |
| 繰延税金資産合計               | 15,903千円                               | 13,684千円                               |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

|               | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|---------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金 (※) | —            | —                   | —                   | —                   | —                   | 21,391      | 21,391     |
| 評価性引当額        | —            | —                   | —                   | —                   | —                   | △8,603      | △8,603     |
| 繰延税金資産        | —            | —                   | —                   | —                   | —                   | 12,788      | 12,788     |

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

|               | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|---------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金 (※) | —            | —                   | —                   | —                   | —                   | 18,194      | 18,194     |
| 評価性引当額        | —            | —                   | —                   | —                   | —                   | △8,603      | △8,603     |
| 繰延税金資産        | —            | —                   | —                   | —                   | —                   | 9,591       | 9,591      |

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

|                   | 前事業年度<br>(2024年3月31日) | 当事業年度<br>(2025年3月31日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率            | 34.09%                | 34.09%                |
| (調整)              |                       |                       |
| 住民税均等割            | 21.65%                | 8.08%                 |
| 評価性引当額の増減         | 7.19%                 | 0.44%                 |
| 税率変更による影響         | —                     | —                     |
| その他               | 0.99%                 | 0.00%                 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 63.92%                | 42.61%                |

3. 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われます。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を34.09%から34.94%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りです。

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

|                 | 中小企業向け経営コンサルティング事業部門 |
|-----------------|----------------------|
| 一時点で移転される財      | 298,900              |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 13,801               |
| 顧客との契約から生じる収益   | 312,701              |
| 外部顧客への売上高       | 312,701              |

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

|                 | 中小企業向け経営コンサルティング事業部門 |
|-----------------|----------------------|
| 一時点で移転される財      | 353,342              |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 10,985               |
| 顧客との契約から生じる収益   | 364,327              |
| 外部顧客への売上高       | 364,327              |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【注記事項】(重要な会計方針)

4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

|                      | 前事業年度<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2025 年 3 月 31 日) |
|----------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 37,149                                           | 57,605                                           |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 57,605                                           | 66,859                                           |
| 契約負債 (期首残高)          | 9,927                                            | 4,503                                            |
| 契約負債 (期末残高)          | 4,503                                            | 5,246                                            |

顧客との契約から生じた債権は、売掛金であります。

契約負債は、顧客からの前受収益であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が1年以内のため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは「中小企業向け経営コンサルティング事業部門」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高のうち、10%以上を占める相手先が無いため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高のうち、10%以上を占める相手先が無いため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主等（個人の場合に限る）

| 種類                                            | 会社等の<br>名称又は氏名                  | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業          | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者<br>との関係          | 取引の<br>内容                        | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目 | 期末<br>残高<br>(千円) |
|-----------------------------------------------|---------------------------------|------------|--------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------------------|------------------|----|------------------|
| 役員及び<br>主要株主                                  | 今井 進太郎                          | —          | —                        | 当社<br>代表取締役            | (被所有)<br>直接 18.94     | 当社<br>代表取締役            | 当社銀行借入に對する債務被保証 <sup>(注) 1</sup> | 38,998           | —  | —                |
| 主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む) | 古樹屋<br>株式会社<br><sup>(注) 2</sup> | 新潟県<br>長岡市 | 1,000                    | 当社<br>代表取締役の<br>資産管理会社 | (被所有)<br>直接57.00      | 当社<br>代表取締役の<br>資産管理会社 | 増資の引受 <sup>(注) 3</sup>           | 17,850           | —  | —                |

(注) 1. 当社の銀行借入に対して、当社代表取締役 CEO 今井進太郎より連帯保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。取引金額には、当事業年度末の債務被保証残高を記載しております。

2. 当社の主要株主今井進太郎が議決権の 100%を直接保有しております。

3. 当社が 2023 年 9 月に行った株主割当増資を 1 株 10,000 円で引き受けたものと、2024 年 3 月に行った第三者割当増資を 1 株 117,000 円で引き受けたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |            | 当事業年度<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2025 年 3 月 31 日) |            |
|--------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                        | 124 円 29 銭 | 1株当たり純資産額                                        | 136 円 87 銭 |
| 1株当たり当期純利益                                       | 4 円 19 銭   | 1株当たり当期純利益                                       | 12 円 59 銭  |

- (注) 1. 当社は2024年5月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年6月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                                         | 前事業年度<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2025 年 3 月 31 日)                            |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 当期純利益 (千円)                                              | 749                                              | 3,688                                                                       |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)                                        | —                                                | —                                                                           |
| 普通株式に係る当期純利益金額 (千円)                                     | 749                                              | 3,688                                                                       |
| 期中平均株式数(株)                                              | 178,995                                          | 293,000                                                                     |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後<br>1株当たり当期純利益の算定に含めなかった<br>潜在株式の概要 | —                                                | 2025 年 3 月 12 日開催の取締役<br>会決議による第1回新株予約権<br>新株予約権の数 156 個<br>(普通株式 15,600 株) |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類         | 当期首残高<br>(千円) | 当期増加額<br>(千円) | 当期減少額<br>(千円) | 当期末残高<br>(千円) | 当期末減価<br>償却累計額<br>又は償却累<br>計額<br>(千円) | 当期償却額<br>(千円) | 差引当期末<br>残高<br>(千円) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産        |               |               |               |               |                                       |               |                     |
| 建物            | 2,951         | —             | —             | 2,951         | 671                                   | 146           | 2,280               |
| 工具、器具及び<br>備品 | 5,550         | 2835          | —             | 8,385         | 4,974                                 | 1,803         | 3,411               |
| 有形固定資産計       | 8,502         | 2835          | —             | 11,337        | 5,645                                 | 1,950         | 5,692               |
| 無形固定資産        |               |               |               |               |                                       |               |                     |
| ソフトウェア        | 7,086         | —             | —             | 7,086         | 4,487                                 | 1,417         | 2,598               |
| 無形固定資産計       | 7,086         | —             | —             | 7,086         | 4,487                                 | 1,417         | 2,598               |
| 長期前払費用        | 185           | 50            | —             | 236           | 198                                   | 92            | 38                  |

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分                             | 当期首残高<br>(千円) | 当期末残高<br>(千円) | 平均利率<br>(%) | 返済期限     |
|--------------------------------|---------------|---------------|-------------|----------|
| 短期借入金                          | 38,998        | 20,000        | 2.3         | 2025年4月  |
| 長期借入金<br>(1年以内に返済予<br>定のものを除く) | 40,000        | 40,000        | 1.1         | 2042年11月 |
| 合計                             | 78,998        | 60,000        | 1.7         | —        |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

| 区分    | 1年超2年以内<br>(千円) | 2年超3年以内<br>(千円) | 3年超4年以内<br>(千円) | 4年超5年以内<br>(千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | —               | 400             | 2,700           | 2,700           |

【引当金明細表】

| 区分    | 当期首残高<br>(千円) | 当期増加額<br>(千円) | 当期減少額<br>(目的使用)<br>(千円) | 当期減少額<br>(その他)<br>(千円) | 当期末残高<br>(千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 343           | 398           | —                       | 343                    | 398           |
| 賞与引当金 | 7,876         | 10,079        | 7,876                   | —                      | 10,079        |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

| 区分   | 金額(千円) |
|------|--------|
| 現金   | 75     |
| 預金   |        |
| 普通預金 | 63,348 |
| 小計   | 63,424 |
| 合計   | 63,424 |

②売掛金

| 相手先              | 金額(千円) |
|------------------|--------|
| 新潟県              | 15,067 |
| 株式会社エイエイピー       | 3,352  |
| 全国労働者共済生活協同組合連合会 | 3,164  |
| 長岡市              | 2,009  |
| 国立大学法人長岡技術科学大学   | 1,980  |
| その他              | 41,284 |
| 合計               | 66,859 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高<br>(千円) | 当期発生高<br>(千円) | 当期回収高<br>(千円) | 当期末残高<br>(千円) | 回収率 (%)                            | 滞留期間 (日)                                   |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|--------------------------------------------|
| (A)           | (B)           | (C)           | (D)           | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | $\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$ |
| 57,605        | 415,304       | 406,050       | 66,859        | 85.9%                              | 54.69                                      |

③仕掛品

| 品目   | 金額(千円) |
|------|--------|
| 受託事業 | 292    |
| 合計   | 292    |

④貯蔵品

| 品目  | 金額(千円) |
|-----|--------|
| 販促物 | 683    |
| 合計  | 683    |

⑤繰延税金資産

繰延税金資産の内容については、「1 【財務諸表等】(1) 【財務諸表】 【注記事項】 (税効果会計関係)」に記載しております。

## 2 負債

### ①買掛金

| 相手先            | 金額(千円) |
|----------------|--------|
| 日本郵便株式会社       | 2,966  |
| 北越印刷株式会社       | 1,522  |
| 株式会社大光銀行       | 290    |
| 小千谷観光バス株式会社    | 171    |
| アトリエチャイブ ちやい文々 | 134    |
| その他            | 598    |
| 合計             | 5,684  |

### ②未払費用

| 相手先    | 金額(千円) |
|--------|--------|
| 役員・従業員 | 12,106 |
| 日本年金機構 | 3,461  |
| その他    | 652    |
| 合計     | 16,221 |

### ③未払消費税等

| 区分   | 金額(千円) |
|------|--------|
| 消費税等 | 8,494  |

### (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

|            |                                                                                                                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度       | 毎年4月1日から翌年3月31日まで                                                                                                                                     |
| 定時株主総会     | 毎事業年度終了後3か月以内                                                                                                                                         |
| 基準日        | 毎年3月31日                                                                                                                                               |
| 株券の種類      | —                                                                                                                                                     |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年3月31日<br>毎年9月30日                                                                                                                                    |
| 1単元の株式数    | 100株                                                                                                                                                  |
| 株式の名義書換    |                                                                                                                                                       |
| 取扱場所       | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号<br>株式会社SMB C信託銀行                                                                                                                    |
| 株主名簿管理人    | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号<br>株式会社SMB C信託銀行                                                                                                                    |
| 取次所        | —                                                                                                                                                     |
| 名義書換手数料    | 無料                                                                                                                                                    |
| 新券交付手数料    | —                                                                                                                                                     |
| 単元未満株式の買取り |                                                                                                                                                       |
| 取扱場所       | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号<br>株式会社SMB C信託銀行                                                                                                                    |
| 株主名簿管理人    | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号<br>株式会社SMB C信託銀行                                                                                                                    |
| 取次所        | —                                                                                                                                                     |
| 買取手数料      | 無料                                                                                                                                                    |
| 公告掲載方法     | 電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。<br>公告掲載URL <a href="https://glocal-marketing.jp/">https://glocal-marketing.jp/</a> |
| 株主に対する特典   | 該当事項はありません。                                                                                                                                           |

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

グローバルマーケティング株式会社  
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新 開 智 之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 長 坂 尚 徳

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグローバルマーケティング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルマーケティング株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。